

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると令和元年度の出産費用の全国平均額は、正常分娩の場合で約46万円、室料差額等を含めると約52万4,000円となっています。

出産育児一時金は、基準額に産科医療補償制度掛金が加算（同制度に加入する分娩機関で出産した場合）され支給されますが、出産にかかる費用が年々増加する中、現在の支給額42万円では賄えない状況になっています。

国は、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として、出産育児一時金の基準額を39万円に引き上げ、平成23年4月にそれを恒久化しました。平成27年1月からは産科医療補償制度掛金を3万円から1万6,000円に引き下げ、出産育児一時金の基準額を40万4,000円とし、本人受給額を増額しました。しかし、出産費用の本人負担は、依然として大きいままです。

令和元年の出生数は86万5,234人で、過去最少となりました。少子化克服のためには、安心して子供を産み育てられる環境を整えることが必要であり、出産育児一時金はその大事な一手となります。少子化対策は、我が国の最重要課題の一つであり、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的支援の強化は欠かせません。

以上のことから、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年9月17日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣